

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

1. 保健医療体制の充実

保健・医療供給体制の整備

事業費・・・489,450千円

担当課・・・保健予防課

公立玉名中央病院を中核病院として、近隣市町の公立病院や玉名郡市医師会と連携し、休日・夜間の第1次及び第2次救急医療体制を確立し、市民に対する診療体制の充実を図ります。



公立玉名中央病院



玉名地域保健医療センター



玉名郡市医師会館

疾病に応じた保健医療対策の推進

事業費・・・185,839千円

担当課・・・保健予防課



予防接種法に基づき、予防接種を実施しています。麻疹・風しん・破傷風・百日咳・ジフテリア・ポリオ(小児マヒ)・結核・日本脳炎・インフルエンザの発生及びまん延の防止に努めます。

また、任意の予防接種については、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの無料接種も開始しました。

また、乳幼児期からの虫歯予防、歯周病予防などの歯科保健対策を推進します。

人間ドックの充実

事業費・・・16,903千円

担当課・・・保険年金課
保健予防課

満40歳から満74歳までの方を対象に「特定健康診査と各種がん検診を合わせた人間ドック」を、また、4月1日で国保資格が当該年度以前において1年以上有し、かつ、国民健康保険税の滞納が無い世帯に属する者で30歳～39歳までの方を対象に75人限定で「若人国保人間ドック」を実施します。

健診後は全ての方に結果説明と保健指導を実施するとともに生活習慣病等の早期発見・早期治療に努め国民健康保険医療費の削減を図ります。



V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

医師修学資金貸与事業

事業費・・・3,400千円

担当課・・・企画経営課

小児医療や救急医療の体制充実をはじめとする地域医療の更なる整備を望む市民の声は益々大きくなっています。

そこで、将来、医師として公立玉名中央病院での勤務を希望する者に修学のための奨学金を貸し付けることによって公立玉名中央病院における医師を確保し地域医療の充実を図るものです。

【制度の概要】(予定)

- ①募集人数:1名 ※平成24年度～28年度まで
※各年度1名ずつ(通算5名)
- ②貸付額:(1)授業料等相当額(年額上限240万円)
(2)入学料相当額(上限100万円 入学初年)
- ③貸付期間:6年以内
- ④返還免除条件:大学卒業後2年以内に医師の免許を取得し、臨床研修終了後、直ちに公立玉名中央病院の医師として従事期間が6年に達したとき。



公立玉名中央病院

2. 保健活動の推進

妊婦健診の充実

事業費・・・58,130千円

担当課・・・保健予防課



マタニティマーク

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることにより、妊婦がより健やかな妊娠・出産を迎えていただくため、妊婦健康診査費用を助成し、母体や胎児の健康確保を図ります。

また、里帰り等で熊本県・福岡県以外の医療機関等において妊婦健康診査を受けた場合も補助を行い、すべての妊婦が安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

乳幼児・少年期対策

事業費・・・13,841千円

担当課・・・保健予防課



乳幼児健診・栄養指導の様子

子どもの健やかな心身の発育発達と親が安心して子育てに臨めるように節目となる4ヵ月・8ヵ月・1歳8ヵ月・3歳6ヵ月に乳幼児健診を定期的実施しています。健診および相談等にて支援が必要な乳幼児は早期に対応し、支援体制を図ります。

また、家庭訪問および育児栄養相談・育児学級などを実施し、育児不安等の軽減に努め、健やかな発育発達ができるように、親支援を図ります。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

青壮年期・中年期対策

事業費・・・122,552千円

担当課・・・保健予防課
保険年金課

40歳以上(子宮頸がんのみ20歳以上)の各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療に努めます。特に大腸がんと乳がんは40歳～60歳、子宮頸がんは20歳～40歳の5歳刻みの節目の人を対象に無料検診を促進します。

また、40歳以上の国保の方へ特定健診を実施し、受診者への結果説明会を実施することで、健診結果から生活習慣を考えるきっかけとなるよう支援を図ります。

さらに、内臓脂肪症候群の方への特定保健指導、慢性腎臓病(CKD)及び高血糖、高血圧の方を対象に個人に応じた保健指導の充実を図り重症化予防に努めていきます。

また、18～39歳の青壮年代層の方へも特定健診同様の健診を行い、より早期に生活習慣病予防につなげるよう努めます。

【主な事業費】

健康増進事業・・・17,403千円 がん検診事業・・・44,951千円

レディース検診推進事業・・・9,056千円

大腸がん検診推進事業・・・4,437千円

国保保健事業・・・46,705千円



集団健診(特定健診・がん検診)の様子

食育の推進

事業費・・・682千円

担当課・・・保健予防課



食育講演会の様子

平成24年度から第2次玉名市食育推進計画に基づき、【市民一人ひとりが食を通して心身ともに健やかに生活する玉名】の実現のため、次の目標を掲げ、

- (1) みんなが健全な食習慣を身につける
- (2) 食の安全や安心を考え、生産・流通・消費に関心を持つ

世代毎に「楽しむ・学ぶ・育てる・感謝する・自立する・わかちあう」の6つのちからを育てるため関係団体及び関係各課が連携を図り、食育の輪が市民に広く広がるよう事業を展開します。

九州看護福祉大学との連携強化

事業費・・・1,802千円

担当課・・・保健予防課

地域にある保健・福祉・医療の社会資源として、九州看護福祉大学のスタッフや会場の協力・活用等で連携を図り、市民の健康づくり事業や健康食育福祉フェアの開催など学ぶ場の設定等を行い広く市民へ啓発していきます。



健康チェックコーナーの様子
(健康食育福祉フェア)

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

介護保険給付費・地域支援事業費

事業費・・・6,444,963千円

担当課・・・高齢介護課

介護保険給付費:介護や社会的支援が必要な人が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを行います。保険給付でのサービスには介護サービスと介護予防サービスがあります。

地域支援事業:介護予防事業、包括支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

高齢者が生き生きとした地域づくりを推進するため、介護予防ボランティア事業を新設しました。



いきいきふれあい活動の様子(地域支援事業)

3. 社会福祉の充実

保育体制の推進

事業費・・・224,112千円

担当課・・・子育て支援課

保育所の保育時間を延長したり、保護者の仕事や疾病等による緊急時に一時預かりを行うなど、仕事と家庭の両立と子育てを支援する取り組みを進めています。

また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童を放課後や夏期休暇等に預かる放課後児童健全育成事業や、子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を行っています。これは、お父さんやお母さんが病気のときや急な残業で保育園や幼稚園の送り迎えを頼みたいときなどに利用できる制度です。

平成24年度は、平成20年4月1日に民営化したちどり保育園の施設整備に対して補助を実施することで利用者の環境整備を図ります。



多子世帯子育て支援の充実

事業費・・・24,455千円

担当課・・・子育て支援課

多子世帯の児童が利用する学童保育やファミリーサポートセンターの利用料の負担軽減をすることで、生活の支援を図ります。

◇多子世帯の学童保育利用料補助 事業費 467千円

- ・多子世帯の第3子目以降の児童一人当たりの利用料について、月額1,000円を補助します。

◇多子世帯のファミリーサポートセンター利用料補助 事業費 540千円

- ・1時間当たり、午前7時から午後7時までは600円、それ以外は700円の基本利用料金が、2人目については基準額の1/2、第3子目以降の児童については1日当たり2時間まで無料となります。

◇多子世帯の認可保育所保育料の無料化 事業費 23,448千円

- ・多子世帯で、第3子以降の3歳未満の児童について認可保育所保育料が無料となります。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

子育て支援体制の充実と環境整備

担当課・・・子育て支援課

事業費・・・1,329,811千円

- ◇地域子育て支援拠点事業 事業費 24,043 千円
 - ・ 地域子育て支援センター(子育てネットワーク・くすの木・森のひろばログさんち)
小学校就学前の子どもたち親子の交流の場で、子育て情報の提供と保育士の専門的支援を行います。
 - ・ つどいの広場(天水子育てほっとルーム・子育てふれあい広場)
おおむね3歳までの親子が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や情報提供を行います。
- ◇地域組織活動育成事業 事業費 90 千円
 - ・ 家庭児童の健全な育成を図るため、母親等と地域住民との地域活動に助成します。(まろかキッズクラブ)
- ◇家庭児童相談事業 事業費 397 千円
 - ・ 保護者が病気などで家庭において児童を療育することが一時的に困難な場合、児童養護施設で養育を行います。(荒尾市シオン園)
- ◇子ども医療費助成事業 事業費 172,000 千円
 - ・ 0歳～小学校修了前の子どもが、病気やケガで医療機関にかかった場合、保険医療に係る一部負担金の全額を助成します。
- ◇子ども手当 事業費 1,128,346 千円
 - ・ 次世代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、中学校修了前までの子どもを養育している親等に支給します。
- ◇病児・病後児保育事業 事業費 4,935 千円
 - ・ 集団保育が困難な病気や病気回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育施設「ひだまりキッズ」を、平成23年10月から公立玉名中央病院敷地内に開設しており、安全な保育サービスの提供を行います。



病児・病後児保育施設 ひだまりキッズ

障がいのある人の自立支援体制の充実

担当課・・・総合福祉課

事業費・・・1,321,370千円

- 障がいのある人の自立を支援するため、障害者自立支援法に基づいて、さまざまなサービスを提供しています。
- ◇介護給付・訓練等給付事業
 - ・ 介護給付事業:障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行う事業
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援
 - ・ 訓練等給付:身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
 - ◇地域生活支援事業
 - ・ 市が独自に取り組む事業として、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じてサービスを行う事業、障がい者相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター強化、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成、成年後見制度利用支援事業
 - ◇地域療育センター事業
 - ・ 在宅障がい児及びその疑いがある児童、その保護者と家族等に対して、療育指導、相談支援等を行う事業。有明圏域2市4町で実施している。
- その他、重度心身障がい者への医療費の助成や、身体障がい者への補装具購入助成なども行っています。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

老人クラブ補助金

担当課・・・高齢介護課

事業費・・・13,069千円



横島老人クラブシルバーオリンピック

市老人クラブ連合会に加入する老人クラブの活動経費に対し、その事業ごとに区分して補助します。

- ◇老人クラブ連合会補助金:各自治区の老人クラブ連合会が実施する特別活動や地域貢献活動、また、市老連全体で開催する演芸交流会
- ◇老人クラブふれあいアンドヘルプ事業:各自治区での友愛訪問活動
- ◇老人クラブが行う健康づくり事業補助金:自治区クラブ連合会が実施する健康づくりに係る経費
- ◇老人クラブ連合会(本部分)補助金:市老人クラブ連合会の本部の活動事業
- ◇単位老人クラブ補助金:地域貢献活動やその他の活動経費

緊急通報体制等整備事業

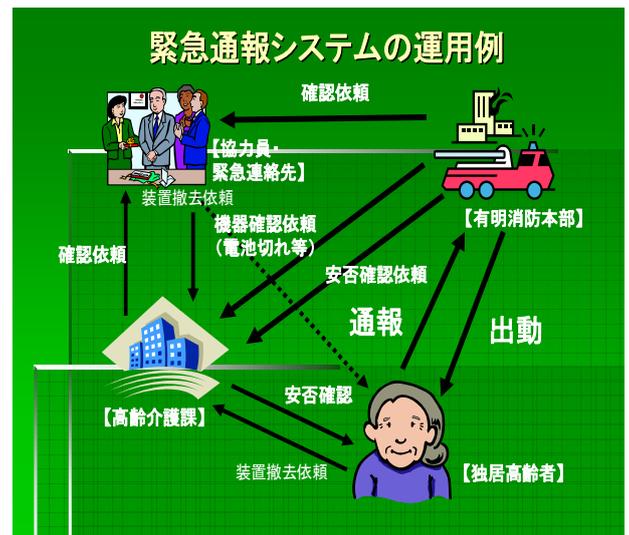
担当課・・・高齢介護課

事業費・・・1,670千円

急な発作の恐れのある高齢者などの住宅に緊急通報装置を設置し、装置の「緊急ボタン」若しくは「ペンダント装置のボタン」が押された場合、24時間体制の有明消防本部指令室に通報が入り、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。

◇対象者

- ・おおむね65歳以上の高齢者のみからなる世帯で急病や災害等の緊急時において適切な措置を確保することが困難な人
- ・重度身体障害者のみからなる世帯で急病や災害等の緊急時において適切な措置を確保することが困難な人(※重度身体障害者とは、障害程度1・2級に該当する人です。)



高齢者住宅改造給付費

担当課・・・高齢介護課

事業費・・・3,264千円

介護を必要とする高齢者が居住している住宅を、身体の状態に配慮した仕様(段差解消等)に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

◇対象者

- ・65歳以上の人で、介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方で、その世帯の生計中心者の前年所得税課税額が7万円以下の世帯の方

◇助成対象箇所

- 1 介護保険の対象となる工事
- 2 以外の、玄関、廊下、階段、洗面所、浴室、便所、台所、居室など、介護を必要とする人が利用する部分に関する改造工事で市が認めるもの。

◇助成額

- ・助成対象となるのは、介護保険対象工事で介護保険の支給限度額(1割の自己負担を含め20万円)を超える部分と市が認めた改造工事費用の合計額。
- ・助成額は、限度額と実際の工事額を比較し、低い額に助成率を乗じて得た額とし、限度額は40万円。
- ・助成は原則として1住宅につき1回。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

4. 社会保障の充実

生活保護事業

事業費・・・1,053,000千円

担当課・・・総合福祉課

生活保護制度は、全国民が健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、自立の助長を図ることを目的とした国の制度です。

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。

ひとり親家庭支援事業の充実

事業費・・・316,845千円

担当課・・・子育て支援課

◇ひとり親家庭等医療費助成制度 事業費 14,500 千円

- ・ 病気やけがで医療機関にかかった場合、その医療費の 2/3 を助成します。

◇ひとり親家庭の学童保育利用料補助 事業費 400 千円

- ・ その年度の市町村民税が非課税世帯のひとり親家庭の児童又は父母のない児童一人当たりの利用料について、月額 1,000 円を補助します。

◇ひとり親家庭のファミリーサポートセンター利用料補助 事業費 60 千円

- ・ 1 時間当たり、午前 7 時から午後 7 時までは 600 円、それ以外は 700 円、また 2 人目については基準額の 1/2 の利用料金を半額とします。

◇母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 事業費 200 千円

- ・ 母子家庭の自立促進を図るため、対象講座を終了した場合、給付金(受講料の 2 割相当額:上限 10 万円、下限 4 千円)を支給します。

◇母子家庭高等技能訓練促進費支給事業 事業費 4,260 千円

- ・ 資格取得を目指す母子家庭の母に対し、養成訓練の受講期間のうち一定期間について促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。

ただし、2 年以上のカリキュラムで通学する場合のみとなり、通信教育は対象になりません。

◇児童扶養手当 事業費 297,425 千円

- ・ ひとり親家庭の父または母や一定の障がいがあるその配偶者、親に代わって児童を養育している方(外国人の方も可)に支給されます。

ただし、所得制限があり、公的年金受給者は対象になりません。